

第二次多摩市教育振興プラン

～子どもたちの「生きる力」を育むとともに、
豊かな地域づくりに向けた基本計画～

別 冊

令和5年度の取り組み

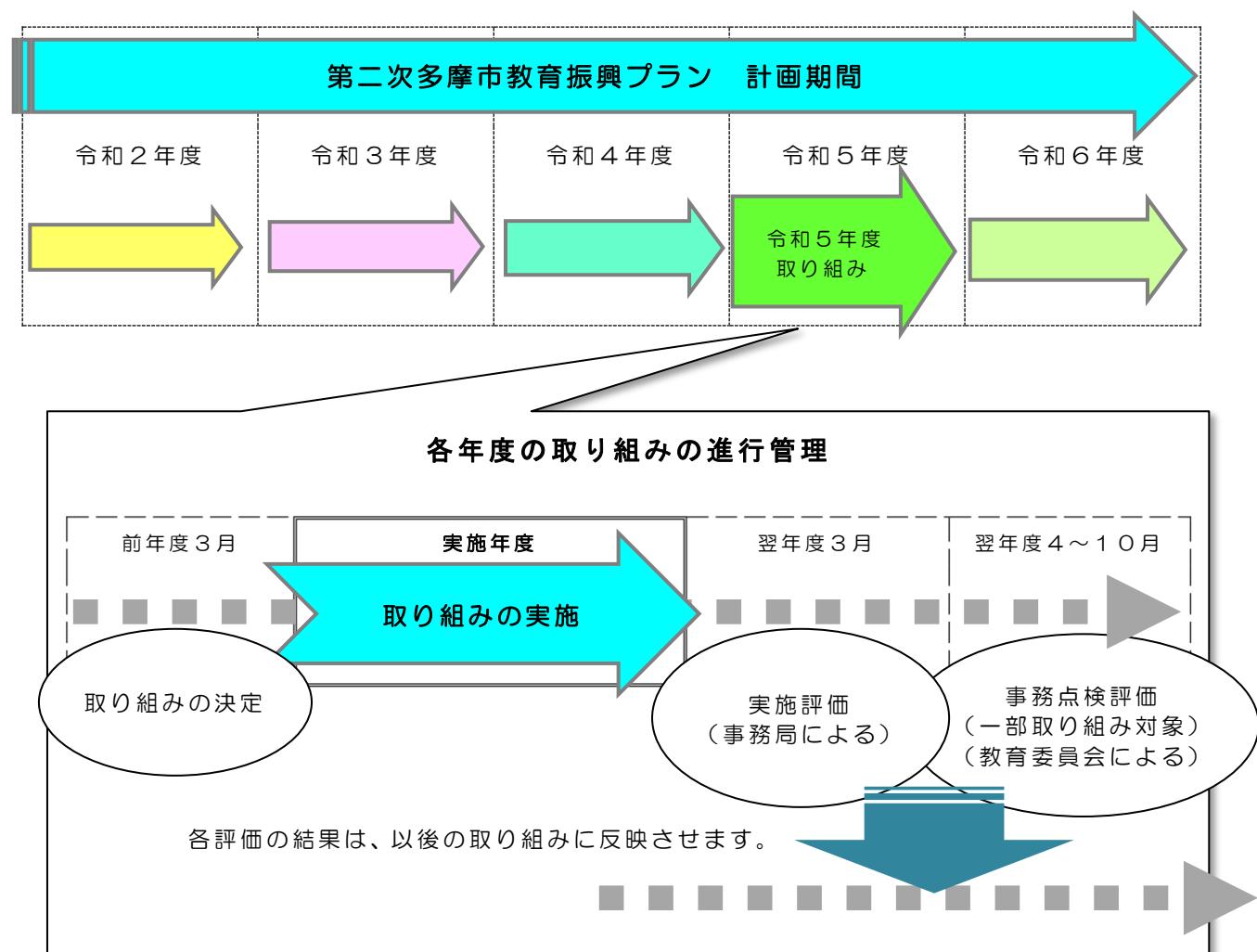
令和5年3月

多摩市教育委員会

多摩市教育委員会では、教育の振興に関する基本計画として「第二次多摩市教育振興プラン」を令和2年3月に策定しました。この計画は、令和2年度からの5年間で教育委員会が取り組む施策を定めたものです。

この計画で定めた施策を推進するにあたり、各年度に実施する取り組みを毎年度定めます。

このたび、令和5年度の取り組みを策定しました。教育委員会では、ここに定める取り組み内容に沿って事務事業を実施します。そして、年度が満了した時点で取り組み結果を評価することを通じて、その後の取り組みの見直し、改善を行い、教育振興プランの目標の着実な達成を目指します。



目 次

1 「確かな学力」を育む教育の推進	3
2 「豊かな心」を育む教育の推進	8
3 「健やかな体」を育む教育の推進	14
4 児童・生徒の学びを支える環境づくり	18
5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実	25

R5年度の取り組みの見かた

カッコの番号で始まる項目は、「第二次多摩市教育振興プラン」の施策です。その末尾に、プランの該当ページを記載しています。

網かけ部分は、「第二次多摩市教育振興プラン」の施策です。

(2) 家庭教育や子ども理解に関する学習機会の充実 プラン 34 ページ

多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められています。子育ての中で保護者が孤立することのないよう、家庭教育に関する講座を実施し、知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供します。また、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催を支援します。公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図ります。

絵本の読み聞かせなど親子が一緒に体験できる講座を実施し、豊かな心を育みます。

さらに、児童・生徒の望ましい生活習慣づくりへの支援のほか、家庭における学習習慣の確立や家庭教育の支援などについて、広報紙やホームページで情報発信するなど継続的な支援を行います。

イ 読書活動の推進

○ 関係課と連携し、子育てや子どもの理解を深める講座に関連する資料（電子書籍を含む）の購入やテーマ展示を実施し、市民の理解促進を図ります。【図書館】

健康センターにおける3ヶ月健診受診者を対象とした「ブックスタート 多摩市絵本かたりかけ事業」（月2回）を継続し、また、その後の切れ目ない読書支援の手法について検討します。【図書館】

中央図書館の建設工事は令和3年3月から着工しており、令和5年3月に竣工する予定です。子どもの読書活動を振興するために、「おはなし室」や親子利用のしやすい開架エリアを整備します。開館は令和5年7月を予定しています。【図書館】2-(5)

□再掲

カタカナ記号で始まる項目は、「第二次多摩市教育振興プラン」の施策に基づき、令和5年度に行う具体的な取り組みです。取り組み内容の末尾【 】は、当該取り組み内容の主管課です。

ひとつの取り組み内容が、複数の施策に基づく場合があります。そのような取り組みは、関係する施策ごとに掲載し、2回目に掲載している箇所では、内容の末尾に再掲である旨を記載しています。

第二次多摩市教育振興プランに基づく令和5年度の取り組み

1 「確かな学力」を育む教育の推進

(1) 学力の定着・伸長を促す学習指導の充実 プラン 18 ページ

多摩市のすべての児童・生徒に確かな学力を確実に定着させ、一人ひとりの伸長を促す学習活動の推進を図ります。

「全国学力・学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」などを分析し、各校で授業改善を推進し、児童・生徒に分かりやすい工夫された授業を目指します。

また、これから時代に求められる資質・能力を身につけていくために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組みます。

確かな学力の定着及び伸長を目指し、日々の授業において「ねらいの明確化」と「振り返りの確実な実施」を継続します。また、学級経営の安定と家庭学習の充実に向けた理解・啓発、並びに、学習習慣の確立に向けた学校と家庭の連携推進に取り組みます。

多様な子どもたちの将来の自立と社会参画・社会貢献に向け、きめ細かな指導・支援のあり方について検討を進めます。

ア 授業改善推進プランに基づく授業の実施

- 学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく「授業改善推進プラン」の作成・実施に向け、指導主事による学校訪問を通じた指導・助言を実施します。その際、一人一台端末等のICTの効果的な活用や、学習の見通しと振り返りの工夫など、年度当初に検証の重点項目を示し、各校の授業改善の状況をつぶさに捉え、教員一人ひとりの授業力の向上を図っていきます。【教育指導課】
- 一人一台タブレット端末環境を活用し、アプリ版「東京ベーシック・ドリル」等を活用した補充的な学習や、「地域未来塾」における放課後等の補習教室などを通して、国語・算数（数学）・英語等の、基礎的・基本的な知識及び技能の学力の定着を図ります。全国学力・学習状況調査「児童・生徒質問紙」における「これまでに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」の項目の肯定的な回答（「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」との合計）を前年度比よりも約2ポイント以上向上するとともに、東京都及び全国の合計値よりも高い数値を目指します。【教育指導課】
- 授業の導入時の「ねらい」の明確化と児童・生徒との共有を確実に行うとともに、「ねらい」に対する授業の終末の「振り返り」の確実な実施を通して、児童・生徒が1単位時間の中で「何を学び、何ができるようになったのか」を実感できる授業の実現を目指します。【教育指導課】
- 市内の小・中学校各1校で年2回心理検査（QUテスト）の実施を通して、児童・生徒の心理状況の変容を把握し、児童・生徒が集団の中で安心して過ごし、学ぶことができるような教師と児童・生徒、児童・生徒相互の望ましい人間関係の構築といじめや不登校の未然防止を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業改善の基盤となる学級指導・学級経営の充実を図ります。【教育指導課】

イ 学校と家庭の連携の推進

- 家庭学習の充実に向けた理解・啓発、並びに、学習習慣の確立に向け、定例校長会等を通して、学校へ指導・助言を継続して行うとともに、一人一台タブレット端末を有効的に活用するなど、学校と家庭の連携の下、児童・生徒の学習支援の充実に取り組みます。【教育指導課】

ウ きめ細かな指導・支援の実施

- 障害の有無に関わりなく、児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた指導を充実するために、学校支援スタッフとしてピアティーチャーを配置し、通常の学級や特別支援学級におけるチーム・ティーチングや、補習教室（地域未来塾）の実施など、個に応じたきめ細かい指導を継続して行います。【教育指導課】
- ピアティーチャーの資質・能力、とりわけ、特別な配慮を要する児童・生徒への対応力の向上のために、年に1回、年度当初に研修を実施します。また、研修内でピアティーチャー同士、指導上の好事例や悩み等を共有できる機会を設け、個々の実践に生かせるようにします。【教育指導課】

(2) ESDの充実・発展 プラン 19 ページ

主体的・対話的で深い学びを促進するため、ESDの視点を明らかにした教科等横断的な学習を充実するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた教育活動を展開します。

これにより、持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度を育成します。特に習得した基礎的な知識・技能を活用して、主体的に課題を追究する探究的な学習を地域住民や支援団体、市内の大学や企業のほか、行政との連携・協力の下に積み重ねることで、多面的・総合的に考える力、批判的思考力、コミュニケーション力など、国際社会で生きるために必要な資質、能力を高めていきます。

また、全ての小・中学校がユネスコスクールであることを生かしながら、国内外の学校との交流、外部人材や地域のネットワークを活用したESDを展開します。

ア ESDによる資質、能力の育成

- 各中学校区においてESDを通して育成する資質・能力の段階表を作成し、義務教育9年間で育む資質・能力を明確にして、総合的な学習の時間を中心とし、SDGsを踏まえたESDを充実・発展していきます。【教育指導課】
- これまでの各校のESDの取り組みを「令和4年度 多摩市子どもみらい会議」の内容や、SDGsに照らし合わせて見直すとともに、更なるESDの充実を図るため、教員の研修機会の拡充に取り組みます。【教育指導課】

イ ESDの充実・発展

- 各校のESDの取り組みを学校間や協力機関・団体等で共有できるようESD実践事例集やESD（SDGs）啓発用チラシを作成し、多摩市教育委員会ホームページに掲載したり、市内各校やコンソーシアム各団体に配布したりします。【教育指導課】
- 「多摩市ESDコンソーシアム連絡会」を12月までに開催し、多摩市のESDの目指す方向性や課題、各校や各団体の取り組みを共有するとともに、学校での地域性を生かした特色ある取り組みを展開するための支援、並びにESDを通じた児童・生徒の学びを社会につなぐための方策等について協議します。【教育指導課】
- 「多摩市子どもみらい会議」において、ICT等を活用し児童・生徒が主体的な意見交換を行い、各校や中学校区、さらには市内公立学校全体として多摩市への提言を検討、発信することを通して、指導や実践の内容・方法等を参加した子どもも大人もみんなで共有し、実践的な態度を培うことができるよう取り組みます。【教育指導課】
- 市内公立学校において、3中学校区（小・中学校9校）をESD推進校として指定し、小中連携したSDGsを踏まえたESDの取り組みを充実・発展し、「子どもみらい会議」において学習の成果を他校や保護者・地域等へ発信します。【教育指導課】

ウ ユネスコスクールの取り組みの推進

- ユネスコスクールとして、各校がESDを推進していくために、国内外の学校との交流

の仕方や E S D の進め方など、管理職・教員の理解を深めるとともに、新任・転任の管理職・教員対象の実践的な研修を計画的に実施します。【教育指導課】

- 各校が家庭・地域・企業等と連携した E S D を充実するために、S D G s を踏まえた E S D の推進や、「多摩市気候非常事態宣言」を踏まえた E S D の推進、環境部と連携した取り組みの紹介、「多摩市子どもみらい会議」、「E S D コンソーシアム」の開催を通じた取り組みの紹介等を行います。【教育指導課】

(3) 防災教育の充実 プラン 19 ページ

台風による大雨や強風、地震など近年の自然災害の発生状況を踏まえ、児童・生徒が「自助」「互助」の精神に基づき、災害時に自分自身や身近な人を助け、被災時に家族や地域の方と助け合い、適切に行動できるよう、家庭や地域と一層の連携を図った防災教育を推進します。

ア 防災教育の推進

- 市防災安全課、多摩消防署、市内の大学等と連携しながら、防災教育の一環として、中学生の参加による多摩市総合防災訓練や、小・中学校における防災キャンプや救命講習等を充実し、体験的な学びを通して災害時における自助や共助、公助について理解を深め、地域社会の安全に自ら進んで役立とうとする力を身に付けるとともに、実効的な力も育みます。【教育指導課】
- 「安全教育プログラム」や「防災ノート～災害と安全～」、「東京マイ・タイムライン」等の資料を活用し、身近な生活や地域で起こりうる災害等について理解を深め、危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献する資質・能力の育成を図るため、各校の「安全計画」に基づく計画的・継続的な防災教育に取り組みます。また、各資料を活用し、家庭内においても防災について改めて見直す機会を促していきます。【教育指導課】
- 防災教育の更なる推進のために、生活指導主任会や年度当初の通知等において「東京マイ・タイムライン」や「安全教育プログラム」の効果的な活用に関する研修や、各校の防災を含めた安全教育について情報交換を行い、自校の取り組みの見直しと改善を図ります。【教育指導課】

(4) 英語教育の推進 プラン 19 ページ

児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜いていくようにするために、英語力を身に着け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、多様な価値観を理解し、地球規模で物事を考え、行動する力の育成が必要です。

英語で「話す力」と主体的に学ぶ意欲の向上を図り、主に英語力（コミュニケーション力）を高め、グローバル人材の育成に取り組みます。

ア 英語教育の推進、グローバル人材の育成

- 「話す力」の育成に重点を置きながら英語による発信力とコミュニケーション能力の向上を図ります。そのために、デジタル教科書を活用し、英語の音声に慣れ親しみながら発話量を確保するなど、1 単位時間の学習を効率よく進めます。また、中学校では「オンライン英会話」と「英語 4 技能スコア型テスト」を実施します。さらに、小・中学校合同の教員研修を年 3 回実施し、小・中学校間で取り組みについての協議や情報交換、ALT の効果的な活用に向けたワークショップや研究授業を行うことで互いの連携を図り、小・中学校での系統性と連続性のある英語教育の充実を図ります。【教育指導課】

(5) 情報教育の推進 プラン 19 ページ

児童・生徒がパソコンやインターネットなどの機器やサービス、情報を適切に選択・活用し、情報社会での行動に責任をもつことができるよう、情報モラル教育を推進するともに、保護者・地域への理解・啓発を進めます。

また、教科等横断的な学習により、学習の基盤となる情報活用能力の育成を図ります。

ア 情報教育の推進

- 各校のICT推進担当者等を対象とした研修を通じて、一人一台タブレット端末の授業や校務等での効果的な活用の仕方について実践的に学び、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を一層推進します。【教育指導課】
- 年間4回のICT担当者連絡協議会を通じて、ICT機器活用に係る各学校の課題や成果を共有するとともに、令和4年度までの実践を振り返り、ICT機器のより効果的な活用方法を検証していきます。また、情報モラル教育についても充実させ、タブレット端末使用に係る各校のルールについて、各校の実態に応じて当初のルールから見直しを図っていきます。プログラミング教育に関しては体験的な研修を通して、様々な教材を周知し、実践に生かせるようにします。【教育指導課】

(6) 学校図書館の充実 プラン 20 ページ

市立図書館から学校図書館への支援及び連携強化を図るとともに、学校図書館司書の活用により、学校における児童・生徒の読書環境の向上を図ります。児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを効果的に進められる環境づくりに向け、学校図書館のセンター機能（読書、学習、情報）の向上を目指します。

ア 図書に関する学校支援・連携

- 研修等の中で、学校図書館司書及び司書教諭の連携や地域図書館司書との協力等をさらに充実させ、児童・生徒が学校図書館を計画的に利用できる環境の構築を図ります。また、他区市の学校の取り組みを紹介するとともに、市内各校が取り組んでいる実践を共有する機会を設定します。【教育指導課】
- 研修では、令和5年7月開館予定の中央図書館の見学や研修会において中央図書館の取組を共有し、学校図書館司書等が新たな視点をもって読書環境の整備に努めることができますように支援します。【教育指導課】
- 学校図書館司書を通して調べ学習用資料を提供します。需要が多い分野の調べ学習用資料を複数購入し提供するとともに、各学校に調べ学習用資料の活用事例などの情報を提供し、利用促進を図ります。また、市民からの寄贈資料や市立図書館の除籍資料で学校が希望するものを配布するなど、学校図書館の資料の充実に協力します。【図書館】
- 各学校の取り組み状況の小・中学校への情報提供、学校関係者を対象とした資料の活用案内（電子書籍、電子雑誌、データベース、外国語の本（特に英語の多読本）、LLブック・マルチメディアディイジー、図書館が所蔵する新聞の閲覧後の活用等）、教育指導課主催の学校図書館司書研修への図書館職員の参加、学校図書館と市立図書館の図書館システムの相互連携など、学校図書館に対する日常的な支援や課題解決にむけての協力をています。【図書館】
- 中央図書館の建設工事は令和5年3月に竣工する予定です。団体貸出用の配本ヤードを整備し、学校図書館支援を含めた地域奉仕分野の充実を計画しています。開館は令和5年7月を予定しています。【図書館】

(7) 教員の資質・能力の向上 プラン 20 ページ

教員一人ひとりの職層に応じた研修を実施し、指導力を高めるとともに、ＥＳＤやいじめ問題への対応、英語教育、特別支援教育など教育課題に対応した知識を習得させ、それを活用できる指導力を高めます。

また、体罰などの教員の服務事故を根絶するために、校内外の研修を通じて指導の徹底を図ります。

ア 各種教員研修の整備・拡充

- 職層に応じた研修や各種主任等研修の充実に加え、ＥＳＤや英語教育の推進、いじめや不登校、児童虐待やヤングケアラーに関する対応力の向上、GIGAスクール構想を踏まえた一人一台タブレット端末環境の活用など、教育課題を踏まえた研修を実施します。また、「授業力アップデート研修」を継続し、指導主事の専門性を生かし教員個々のニーズを捉えたキャリアアップを図っていきます。【教育指導課】
- 初任者には、学習指導力や生活指導力等、教員として身に付けるべき資質・能力の基礎や、服務に関する事項等を内容とした研修を年10回行います。「特別の教科 道徳」「人権教育」や特別支援教育については、造詣の深い講師を招へいし、より専門的な知識等を得られるようにします。また、ＩＣＴを活用した授業づくりの研修やグループでの授業研究を実施し、授業力の向上を図ります。【教育指導課】
- 2・3年次教員には、外部との連携・折衝力を高める研修、学校運営力・組織貢献力の向上を図る研修、不登校総合対策や生徒指導提要を活用した研修等を実施するとともに、グループでの授業研究や指導主事による授業観察等を行い、2・3年次教員の授業力の向上を図ります。【教育指導課】
- 若手教員の自己肯定感や意欲の向上を図るため、教育委員会が主催する研修では、同期教員でコミュニケーションを深め、互いに相談や協働できるよう研修内容を工夫するとともに、研修等の内容を振り返り、整理する時間を設定します。【教育指導課】
- 教員経験10年を超えた中堅教諭等資質向上研修対象の中堅教員には、授業を相互に参観させ、指導・助言、講評し合う場面や協議会の司会や記録等を自分たちで分担・進行していく場面を通して、自身の課題と向き合い、授業力向上に努めることができる機会を研修に位置付けます。【教育指導課】

イ 服務事故防止の徹底

- 多摩市「体罰防止啓発リーフレット」や東京都「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～」等の活用、年度当初に実施する服務事故防止研修や年2回の服務事故防止月間のほか、あらゆる機会を通じて、教職員の服務に関する理解と服務規律の徹底を図り、体罰をはじめとする服務事故の根絶に取り組みます。また、教職員の当事者意識を高めるために、各自に「服務ファイル」を準備し、服務規律の徹底を図ります。

【教育指導課】

(8) 地域の力を生かした学習支援の推進 プラン 20 ページ

子どもたちが学習に対する興味や関心を高め、確かな学力を身に付けられるよう、保護者、地域の人たちや企業、大学による子どもたちの学習の補助や、基礎学力の定着及び学習習慣の確立に向けた授業時間以外での補習（地域未来塾）、様々な体験活動の機会を提供するなど各学校の取り組みを支援します。

そのため、各学校に地域学校協働活動推進員（従前の教育連携コーディネーター）を、また、統括的な役割である地域教育力支援コーディネーターを引き続き教育委員会に配置し、多様な学習支援を行えるよう、取り組みます。

ア 地域学校協働活動の推進

- 市内公立小・中学校全校に設置した「地域学校協働本部」により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら地域の特色を生かした教育活動を推進し、多様な学習支援を行えるよう支援します。また、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を全小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。【**教育指導課**】
- 児童・生徒の基礎学力の定着や学習習慣の確立を図り、学ぶ意欲を高めるため、学習支援員（地域の方々）の協力で実施する「地域未来塾」を新型コロナウイルスの感染状況に対応しながら、令和5年度も継続して全小・中学校で実施します。【**教育指導課**】
- 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行（環境整備等）については、国のガイドラインや都のガイドラインについて学校及び関係課との情報共有を行い、ガイドラインに示される内容の具体化について協議する場を市長部局とともに設けます。【**教育指導課**】

2 「豊かな心」を育む教育の推進

(1) 人権教育及び人権尊重の理念の啓発 プラン 22 ページ

学校の教育活動を通じて、児童・生徒が人権や人権擁護に関する理解を深め、人権がもつ価値や重要性を受け止める人権感覚を養うとともに、自分の人権を大切にし、他者の人権を擁護しようとする意識や態度を保護者や地域とともに考え育成します。併せて、人との関わり方を学び、他者の気持ちを想像する力や規範意識を育むための教育を推進します。また、性的マイノリティや外国人の人権等、新たな人権課題について関係部署と協力しながら理解を深めるための研修を充実します。携帯電話やスマートフォンの普及や端末機能の急速な発展によるSNSなどのインターネットにまつわるトラブルなどについて、関係機関との連携の下に未然防止や早期解決のための取り組みを推進します。

ア 人権教育の推進

- 教員の人権感覚を磨き、多様かつ複雑な人権問題についての教員の理解と認識を深めるために、市長部局（平和・人権課）と連携した研修を計画的・継続的に実施します。【**教育指導課**】
- 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」や「多摩市パートナーシップ制度」等を踏まえ、障がい者やLGBTQ+の人権等をはじめとした人権課題の理解と認識を深めます。また、人権尊重の理念を正しく理解し、自他の大切さを認めることのできる児童・生徒の育成を目指して、各教科等と関連させた人権教育を各校で推進・充実します。【**教育指導課**】
- 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を踏まえるとともに、いじめ問題や児童虐待、ヤングケアラー等、人権課題「子ども」を中心に差別意識の解消を目指し、各校において道徳授業地区公開講座等の機会を捉え、保護者・地域とともに子どもの人権等について考える取り組みを推進します。【**教育指導課**】

イ インターネットにまつわるトラブル対応の強化

- インターネットやSNS、スマートフォン等によるトラブルの相談に応じます。また、法務省や東京都、警察庁の相談窓口の周知を行います。正しい使い方、家庭のルールづくり等の普及啓発を民間通信事業者等とも協力し安全・安心な利用に関する普及啓発を促進していきます。【**教育センター**】

- 生活指導主任会で児童・生徒の使用状況を共有するとともに、外部講師の助言を基に、一人一台タブレット端末環境において、各学校でインターネット上のトラブルの未然防止に向けた情報モラル教育、安全教育に取り組み、とりわけ、SNSでのいじめ防止に向け、道徳教育を中心としながら、児童・生徒が問題意識をもち、自分自身との関わりで考えを深めていけるようにします。【教育指導課】

(2) いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進 プラン 23 ページ

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を侵害し、その成長に重大な影響を与える、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあるものとの認識に立ち、「多摩市いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携しながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、いじめの重大事態につながらないよう努めます。

各学校においても「学校いじめ基本方針」に基づく取り組みの徹底や、「学校いじめ防止委員会」の機能の強化を図ることにより、いじめ防止などに向けた組織的な取り組み及び地域や保護者と連携した対応を推進します。

ア 教育委員会におけるいじめ防止対策の推進

- 「多摩市いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため「多摩市いじめ問題対策連絡協議会」を年1回、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため「多摩市教育委員会いじめ問題対策委員会」を年2回開催します。重大事態が発生した場合には、対策委員会が機関を設置して調査を行い、必要に応じて臨時で「多摩市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催し、その結果を教育委員会に報告します。【教育指導課】
- 定例校長会及び副校長会、生活指導主任会を通じて、国や東京都、市独自のいじめに関する調査結果等を基に、学校のいじめ未然防止や、軽微ないじめの積極的な認知を含む早期発見・対応の取り組みの改善・充実に向けた指導・助言を実施します。【教育指導課】
- 児童・生徒のいじめに関する理解を深めるために、道徳科や特別活動を中心としたいじめに関する授業（年3回）の実施や、「いじめ防止リーフレット」の活用を推進とともに、全国学力・学習状況調査における設問「いじめはどんな理由があってもいいことだと思いますか」に対する肯定的な回答を100%に近付けることを目指します。また、タブレット端末等を活用した心理調査試行による児童・生徒の心身の変調把握に努めます。【教育指導課】
- 学校が組織的にいじめの未然防止や早期発見のための対応ができるよう、校長会や生活指導主任会、初任者研修等での情報提供や指導の充実を図ります。【教育指導課】
- いじめ防止に向けた取り組みを市内で共有するため、毎月の生活指導主任会での情報共有や実践報告、若手教員育成研修での事例研修等を継続的に実施します。さらに、年度当初及び定期的な通知により、いじめ防止に向けた取組を周知します。また、心理検査（QUテスト）1校につき、年2回ずつ試行し、児童・生徒理解の取り組みを充実するよう努めます。【教育指導課】

イ 学校におけるいじめ防止対策の推進

- 児童・生徒や保護者を対象にした学校評価アンケートの結果等を踏まえて、市内全校が「学校いじめ防止基本方針」を見直し・改訂し、学校ホームページ上で公表することを通して、家庭・地域と連携したいじめの未然防止、及び早期発見・対応の推進とともに、「いじめをさせない、許さない」学校風土の醸成に向けた理解・啓発に取り組みます。

【教育指導課】

- いじめ防止に関する授業を全学年に対し年3回実施し、児童・生徒のいじめに対する意識を高めます。また、いじめ防止に向けた校内の研修を年3回実施し、その内、1回以上をいじめの重大事態に関する研修に充てるなど、いじめの認知や解消、いじめの重大事態について理解を深めるとともに、教員の指導力向上や組織的な対応の充実を図ります。【教育指導課】
- 校内いじめ防止対策委員会を定期又は必要に応じて臨時に開催し、各学校の「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめの認知や対応の方向性等を協議するとともに協議内容を教職員に周知し、いじめの解消に向けた情報及び行動連携による組織的な対応を推進します。【教育指導課】

(3) キャリア教育の推進 プラン 23 ページ

中学校の職場体験の充実や学校外の人材の活用促進など、児童・生徒の体験活動の機会を積極的に設け、日常の授業の中では行うことが難しい体験活動や地域との交流を通じて様々な価値観に触れることにより、社会性を育むよう努めます。

ア キャリア教育、体験学習の充実

- 全中学校において3日間の職場体験学習を、多摩商工会議所をはじめとする市内公共機関や民間企業からの協力の下に、実地体験とオンラインでの職業講話等を組み合わせるなど工夫して実施します。また、継続した職場体験事業の実施に向けて、一部事業所に教育委員会担当職員が訪問し、職場体験の趣旨と成果を説明します。【教育指導課】
- キャリア教育に関わる諸課題について、児童・生徒一人ひとりが自己の取り組みの振り返り等をポートフォリオとして整理する「キャリア・パスポート」を作成し、学年・校種を超えて蓄積し、自己の成長や変容を自覚して自己理解を深めるとともに将来への見通しをもつことができるよう系統的なキャリア教育を進めます。【教育指導課】
- 公民館の職場体験では、施設の窓口・管理業務や講座の運営業務など、社会教育施設である公民館を知ってもらうとともに、人とふれあい・交流する体験を通して、社会性や職業観を育む機会として、引き続き中学校の生徒を受け入れます。【永山・関戸公民館】
- 多摩市立ハケ岳少年自然の家の豊かな自然環境を利用した集団宿泊による自然体験学習を、小学校5年生から中学校1年生まで実施することで、児童生徒の社会性の育成を図り、その教育効果を高めます。安心・安全に利用できるよう、感染症対策を徹底します。【教育振興課】
- 図書館は、窓口業務で利用者と接することやバックヤードでの体験などを通じ、図書館を知ってもらうとともに、職業観を身に付けるきっかけとなることを目的に、中学校職場体験を受け入れます。また、開架フロア、諸室を使用しての調べ学習や体験学習など、図書館の資料、設備を活用した事業を実施していきます。【図書館】

(4) 道徳教育の推進 プラン 23 ページ

自己を見つめ、よりよい生き方について考え、議論する道徳科の授業を要として、児童・生徒に道徳性を養います。また、道徳授業地区公開講座を通じて、保護者・地域と連携した心を育てる教育を推進します。

ア 道徳教育の推進

- 道徳科の授業の質的な向上のために、各学校において、道徳教育推進教師を中心に指導の意図を明確にした授業づくりを進めるとともに授業に対する評価を行い、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善に取り組みます。【教育指導課】
- 教員研修や校内研究等の機会を捉え、指導主事をはじめ、道徳科の指導教諭や道徳教育推進教師による指導・助言を通じて、「考え、議論する道徳」の実現に向けた具体的な指導により、教員の授業力の向上を図ります。【教育指導課】

(5) 社会教育との連携と多様な体験活動の推進 [プラン 23 ページ]

図書館や公民館などの社会教育施設のほか、児童館など地域の公共施設や商業施設などで、子どもの育成に資する講座や事業を実施し、親子や様々な世代との交流、体験型の学習などを通した取り組みを実施します。

また、話す、聞く、読む、書くなど、豊かな言語表現活動や様々な情報にふれることを通して、子どもの感性を磨き、創造力を豊かにする施策を推進します。特に、本にふれることによって豊かな心を育むため、「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」に基づく施策を展開することで、読書活動を推進します。

さらに、自然の中での活動や多様な文化や芸術を実際に体験できる機会を提供することにより、子どもの豊かな心を育成します。

その他、子どもたちが郷土の歴史や文化財を見たり触れたりしながら学ぶ場や機会を充実させることにより、子どもたちの地域への関心、愛着を高めることを目指します。

ア 家庭教育、子育て支援に関する事業の実施

- 小・中学校、幼稚園、保育園、公共施設を活用し「家庭教育学級・講座」を実施します。オンラインを活用するなど多様な方法で開催を提案し、乳幼児期・小中学生の子どもを持つ保護者の子ども理解につながる学びの機会を充実させることで、家庭教育力の向上を図ります。【永山公民館】
- 子育て期の保護者の課題を捉え、PTAの連合体と共に事業を年1回行います。小学校PTA連絡協議会が企画運営する講演会により、情報交換や情報提供等の機会を作ります。【永山公民館】
- 家庭教育・子育てを支援する講座として、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」も踏まえながら、家族や人との関わり方などが学べる講座や、子育て中の親を主な対象とし、参加者同士が悩みを共有しながら、これから生き方などを考える継続した学びの講座などを実施します。【永山・関戸公民館】
- 保育室を毎月定期的に開放し、乳幼児の遊び場として自由に利用してもらうことにより、子育て期の親同士が集い、相互に情報交換ができる場や子育てに関する情報提供を行う場とします。また、コーディネーターによって、日頃の子育ての悩みなどを気軽に話せる場を定期的に作ります。【永山・関戸公民館】

イ 地域や学校と連携した事業の展開

- 中学校を会場とし、薬物使用による身体への悪影響や怖さなどを学ぶ講座を年3校以上で開催します。併せて、状況により地域住民の参加が得られるよう講座を開催する中学校の地区に重点を置いた周知（告知）のあり方を検討します。また、PTAをはじめ子どもたちを取り巻く地域の人材や施設と連携し、学校施設等を利用した講座の開催を支援します。【永山・関戸公民館】
- 長期間の休みや週末などの学校休業時に、親子だけでなく多世代とのつながりや交流も図ることができる体験型講座を、引き続き企画開催し、学校や家庭以外の場でも体験を通して、子どもたちが学ぶ楽しさや意欲を持つことができるよう取り組みます。

併せて、市内の関係機関との連携や、地域の人材を活用するなど、内容にも工夫を凝らし公民館から地域に出向くことで、子どもたちも身近な地域等で「共に学ぶ」ことのできる場づくりを行っていきます。【永山公民館】

ウ 読書活動の推進

- 平成30年度に作成した第三次多摩市子どもの読書活動推進計画アクションプランに基づき、各施策を推進します。また、推進をしていく中で、より一層学校との連携を進めます。【図書館】
- 子どもの読書活動啓発事業を、関係課や団体と連携強化を図りながら実施します。【図書館】
- 調べ学習対応の図書について、需要の多い図書は複本を購入するなど充実させます。【図書館】
- 読書を通じて児童・生徒、市民など様々な世代が交流できるイベントを検討し、実施します。【図書館】
- 中央図書館の建設工事は令和5年3月に竣工する予定です。子どもの読書活動を振興するため、「おはなし室」や親子利用のしやすい開架エリアを整備します。開館は令和5年7月を予定しています。【図書館】

エ 自然体験の機会の提供

- ハケ岳少年自然の家を利用する児童・生徒や少年団体に対し、学校や家庭では経験することができない移動教室やスキー教室、体験林業、キャンプ、野外体験活動などの機会を提供し、その活動を支援することにより、心身ともに健全な子どもを育成します。安心・安全に利用できるよう、感染症対策を徹底します。【教育振興課】
- ハケ岳少年自然の家の施設の特徴を生かし、団体での利用を促進するため施設のPRに努めます。【教育振興課】
- 子どもたちが自主的・自発的に遊ぶことのできる「場」を提供するプレーパークを、大学と連携して市内の公園において月1回開催し、遊びを通して心や身体の成長・発達、社会性の習得を図ります。また、学校外における子どもたちの様々な体験活動をサポートする指導者の養成を行います。【教育振興課】

オ 郷土の歴史や文化財に対する学習機会の充実

- 多摩市の文化財や郷土の文化に対する理解を深める機会を提供するために、令和4年4月に開館した多摩ふるさと資料館や旧多摩聖蹟記念館、古民家において文化財資料を展示するほか、見学対応として解説を積極的に行います。【教育振興課】
- 学校のカリキュラムや副読本と積極的に連携できるよう、農具や生活用具などの民俗・生活資料を用いた体験学習、学校への文化財資料の貸出を行います。【教育振興課】
- 多摩ふるさと資料館において、埋蔵文化財や民具・生活資料などの展示に触れる機会を設けるとともに、地域の歴史・文化の理解促進に向けた講座・企画展示等を行います。【教育振興課】
- 多摩市にまつわる歴史について、パルテノン多摩学芸員等との連携をより一層深化させ、郷土史に係る講座を実施し、地域の歴史・文化の理解に努め、地域の愛着の醸成に努めます。また、講座を通して市民同士の交流を図るとともに、ICTを活用した取り組みも行っています。【関戸公民館】

(6) 不登校等の児童・生徒への支援 プラン 24 ページ

学校における対応力を向上させるために、不登校対策の行動計画の策定を目指します。また、不登校やその傾向のある児童・生徒には適応教室などの活用を促進し、一人ひとりの状況や能力に応じた適切な支援により、社会的な自立につなげることを目指します。

さらに、適応教室に通うことができない不登校児童・生徒に対して学習の機会を提供できるような仕組みづくりを推進します。

そして、様々な課題を抱えている児童・生徒及びその家族に対し効果的な支援を行うため、教育相談体制を充実し、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と多角的なアセスメントに基づいた支援を行い、個々の状況に応じた必要な支援や解決に取り組みます。

ア 不登校児童・生徒への支援

- 諏訪複合教育施設内に設置する適応教室「ゆうかり教室」にて、一人ひとりの状況に応じながら、学習指導や生徒の交流等を通して、学ぶ意欲と自己肯定感を醸成するとともに、学校以外の居場所となるような支援を行います。そのため、令和4年度に引き続き民間等の協力やスーパーバイズを受けながら、人とのかかわりを学ぶソーシャルスキルトレーニングや個々に合ったプログラムを提供していきます。また、「ゆうかり教室」で学ぶ中で個別の学びからスマールステップを積み重ねながら小集団への学びに移行していくことにより、社会的自立に必要な力を伸ばしていきます。さらに、タブレットとe-ラーニングシステムを活用し、多様な学習方法の提供をします。e-ラーニングシステムは適応教室に通うことのできない児童生徒の学習機会の確保手段としても活用します。【教育センター】
- スクールソーシャルワーカーを2名から4名へ増員し、子どもや家庭への支援の充実とともに学校との連携の拡充を図ります。【教育センター】
- 「不登校総合対策」を踏まえた指導・支援の在り方について、初任者研修や生活指導主任会等で研修及び周知徹底を行い、不登校の段階を考慮した不登校児童・生徒への教員の対応力の向上を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援と組織的な対応を進めます。【教育指導課】
- オンラインでの授業配信等、ICTを活用した学習支援に取り組むとともに、タブレット端末を活用して生徒の精神変調を発見するツールを試験的に導入し早期支援につなげていきます。また、生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会にて、関係機関を招聘し、各機関の役割等について周知する場を設けます。このことにより、関係機関との連携による相談機能や家庭支援の充実を図ります。また、eラーニングについても、適応教室通室者のみならず不登校が長期化している児童・生徒にも対象を広げ、学習機会の確保と学習の保障ができるよう支援を図ります。【教育指導課】
- 引き続き、不登校児童・生徒を指導・支援する体制の整備・充実を図るため、不登校特別校の開設に向けて、開設時期や場所、特別な教育課程等の再検討、環境の整備や関係機関等との調整を進めます。【教育指導課】

イ 課題を抱える児童・生徒への支援

- いじめ、不登校など、生活指導上の課題に対応するために、東京都の「スクールソーシャルワーカー活用事業」を活用して配置しているスクールソーシャルワーカーを、2名から4名へ増員し、子どもや家庭への支援の充実とともに学校との連携の拡充を図ります。【教育センター】
- 様々な課題を抱えている児童・生徒及びその家族に対して、福祉、教育の両面から切れ目のない支援を行うために令和2年度に開設した「発達・教育初回相談窓口」で引き続

き相談を行っていきます。また、困難な相談ケースについては、教育相談室や発達相談室等関係機関が連携し、再アセスメント等を行うなど、早期解決に向けた支援に取り組みます。【教育センター】

- いじめや不登校など、生活指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーやピアティーチャー等を活用し、教職員及び関係機関と連携を図り、課題を抱える児童・生徒に寄り添い、心の安定を図れるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を組織的に行っていきます。【教育指導課】

3 「健やかな体」を育む教育の推進

(1) 健康教育の充実 プラン 25 ページ

健康の保持増進のため、医療機関などと連携し、児童・生徒の健康状態を把握し、必要な指導を行うとともに健康に対する意識の啓発を行います。

また、性教育やがん教育など新たに学習指導要領（平成29年度告示）に示された課題に対する指導の充実を図ります。

さらに、児童・生徒の健康な体づくりを阻害する薬物乱用や受動喫煙などを防止するための取り組みを推進します。

その他、家庭と連携した児童・生徒の健康づくりを推進するため、広報紙などを通じた情報発信を行います。

ア 小児生活習慣病予防、歯科指導の実施

- 小学校5年生・中学校1年生全員、小学校6年生・中学校2・3年生で他地区からの転入者、中学校2・3年生の次年度再健診対象生徒に対し、希望制により「小児生活習慣病予防健診」を実施し、健診結果に応じて、児童生徒及び保護者を対象に「事後相談会」を実施します。健診並びに「事後相談会」の目的の周知をさらに徹底し、児童・生徒及び保護者の健康増進への意識醸成、より一層の受診促進を図ります。【学校支援課】
- 小学校4年生、中学校1年生を対象に、学校歯科医・歯科衛生士等と連携し、歯科講話、染め出し、ブラッシング、歯磨剤の指導を行います。また、小学校1年生を対象に、フッ化物歯面塗布、歯科保健指導等を行います。歯・口の健康に関するポスター、作文コンクール等への参加を促し、歯と口の健康について啓発、知識の向上を目指します。【学校支援課】

イ 性教育の指導の充実

- 各校において、「性教育の手引」（東京都教育委員会）を基に、性教育の基本的な考え方等について教職員で共通理解を図ります。また、「生命（いのち）の教育」の実施について、小・中学校全校の教育課程に位置付け、児童・生徒を性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、外部講師を活用した授業実施を進めるとともに、家庭や地域とも連携しながら、体育や保健体育、特別活動などを中心として発達段階に応じた指導を実施します。【教育指導課】

ウ がん教育の指導の充実

- 外部講師を活用したがん教育の授業を令和3年度から令和4年度までに市内全中学校において実施しました。令和5年度以降は、1年ごと3校ずつ実施し、在学期間中に1度は外部講師による授業を経験できるように体制を整えていきます。がんについての正しい知識と、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通じて、

自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう、引き続きがん教育に取り組みます。【教育指導課】

エ 薬物乱用等の防止の指導の実施

- 児童・生徒が、薬物乱用を避けたり拒絶したりすることができるようになるために、学校において薬物乱用防止教室やセーフティ教室等の機会を通じて、薬剤師会や警察民間団体や公民館等と連携した実践的な予防教育に取り組みます。【教育指導課】
- 薬物乱用防止に関する予防教育の充実のために、生活指導主任会等において、公民館が実施している薬物乱用防止講座や学校薬剤師等を活用した実践的な教員研修を実施し、指導内容の更新や指導方法の改善に取り組みます。【教育指導課】
- 中学校を会場とし、薬物使用による身体への悪影響や怖さなどを学ぶ講座を年3校以上で開催します。併せて、状況により地域住民の参加が得られるよう講座を開催する中学校の地区に重点を置いた周知（告知）のあり方を検討します。また、PTAをはじめ子どもたちを取り巻く地域の人材や施設と連携し、学校施設等を利用した講座の開催を支援します。【関戸公民館】2-(5)イ再掲

オ 児童・生徒の健康づくりに関する情報発信

- 「教育委員会だより」などの広報紙を通して、子どもたちの適切な生活習慣の確立に役立つ情報等を提供します。【学校支援課】

(2) 食育の推進 プラン 26ページ

児童・生徒が健康で健全な食生活が実現できるよう、各学校において食育の全体計画に基づき、栄養教諭や栄養士と連携しつつ、学校給食などを題材とした食に関する指導の充実を図ります。

また、学校給食や食に関する広報物を定期的に作成し、情報発信することにより、食育の重要性について家庭や地域に対して啓発を行います。

ア 食育授業の実施

- 市内学校での特別活動や生活科、家庭科等を通じた食育授業において、栄養のバランスや病気の予防、食品ロス等をテーマにして、体験的な活動を中心とした担任教諭と栄養教諭等によるチーム・ティーチングを行います。【教育指導課】
- 学校における学校給食センター栄養士による食の指導について市内全小学校を対象に実施し、学校及び栄養教諭と連携して充実を図ります。また、給食調理員も積極的に学校へ出向くことにより、児童・生徒に調理現場の声を届けて給食の大切さを学ぶなど食育を推進します。【学校給食センター】
- 小学校の社会科見学を積極的に受け入れ、学校給食の理念や栄養摂取の重要性について栄養士から直接学ぶ機会を提供します。【学校給食センター】

イ 学校における食育の推進

- 各校から1名選任する食育リーダーを対象とした「健康教育・体力向上推進委員会」を年1回実施し、市内栄養教諭による優れた実践を共有するとともに、各校の特色ある食育の取り組みや、ESDとの関連を図った食育の取り組みに関しての情報共有を行い、食育の推進に向けた相互啓発を図ります。また、多摩市立学校給食センターの職員、栄養士及び栄養教諭と連携し、学校と家庭が連携した食育を推進していきます。【教育指導課】

ウ 学校給食や食に関する情報発信

- 年1回発行する「給食だより」や「きゅうしょくメモカレンダー」等の学校給食セン

ターからの発行物や、公式ホームページなどを活用し、学校給食や食に関する情報提供を充実します。【学校給食センター】

(3) 安全・安心な美味しい学校給食の提供 プラン 26 ページ

食物アレルギーのある児童・生徒について、学校と保護者、学校給食センターが情報交換しながら、学校給食による食物アレルギー事故の発生防止の取り組みを強化します。

また、給食残滓(ざんし)について、その状況と原因を把握することにより、児童・生徒への啓発など、学校給食における食品ロス削減に取り組みます。

老朽化による学校給食センターの建て替えに向け、今後の児童・生徒数の将来推計等を踏まえながら、より効果的でおいしい学校給食の提供を目指した施設の調整・調査・検討を行います。

ア 学校給食による食物アレルギー事故の防止

- 「多摩市立学校アレルギー疾患対応マニュアル（第3版）」に基づき、各校において対応委員会の設置、校内研修・対応訓練の実施、給食喫食前の確認などを徹底します。

【学校支援課】

- 学校・保護者・学校給食センターが、新アレルギー献立表による統一した情報を共有することで、人為的ミスを無くすとともに、「多摩市の学校給食提供における食物アレルギーの考え方」を各学校へ周知し、学校給食による食物アレルギー事故防止の取り組みを強化します。【学校給食センター】

- 献立作成に伴う栄養士の作業軽減を行うことで、入力ミスを減らすとともに、アレルギー情報の確実性やより早い情報提供を目的に、給食献立作成システムの運用をします。

【学校給食センター】

イ 学校給食における食品ロスの削減

- 学校給食センター栄養士が学校における食の指導において、SDGs を児童生徒に意識させるために、学校や栄養教諭と連携して食品ロス削減に向けた指導・啓発を行います。また、給食時間に栄養士と調理員でクラス訪問し児童生徒への声掛け等も行い、食べ残しが多い献立は栄養士で考察し献立作成の改善につなげ、学校給食残滓^{ざんし}の削減を図ります。【学校給食センター】

ウ 効果的で美味しい学校給食の提供

- 学校給食を安全・安心に美味しく安定的に提供していくため、厨房機器等の適正な維持管理を行うとともに、民間活用による調理業務と配膳業務の高い水準の安全・衛生体制を一体的に構築した学校給食の継続と効果的・効率的な運営を図ります。【学校給食センター】

- 学校給食センター栄養士が調理現場に関わってきた時間を学校における食に関する指導や食育の推進への取り組み、小・中学生にふさわしい献立の工夫や新しい献立の開発など、学校給食の質の向上・充実を目指します。【学校給食センター】

- 老朽化による学校給食センターの建て替えに向けては、今後の児童・生徒数の将来推計等を踏まえながら、安全・安心でおいしい学校給食の提供を目指した施設計画について関係課との調整・調査・検討を行います。【学校給食センター】

(4) 体力向上に向けた取り組みの推進・充実 プラン 26 ページ

大学や企業との連携など多摩市ならではのスポーツに関する環境を生かしながら、児童・生徒の運動への意欲を高め、体力や運動能力の向上を図ります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーを見据え、体育学習を中心に「する・観る・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方や、体験的な活動を通して、スポーツ志向を高めることができるよう、指導の充実を図ります。

ア 児童・生徒の体力、運動能力の向上

- 体力、運動能力の向上に向けて、個人や学校の目標値を設定して体力テストを実施するとともに、東京都が推進する「Tokyo スポーツライフ推進指定地区」該当校の取組を市内全校に周知し、自校の実践に生かせるようにしていきます。また、小学校の水泳指導において、民間の水泳施設を活用し、専門的な外部指導員による指導を実施することで、運動の質を高めるとともに運動量を確保し、体力向上を図ります。【教育指導課】
- 各校の教員 1 名が参加する「健康教育・体力向上推進委員会」を開催し、体力向上に向けた各校の取り組みの情報交換や、東京都による「子供の体力向上推進優秀校」の実践や Tokyo スポーツライフ推進指定地区の実践を発表する機会を設定して、体力向上又は運動習慣の定着に成果があった実践を共有し、体育授業や体力向上の取り組みの充実を図ります。【教育指導課】

イ スポーツ志向を高める指導の実施

- 各校において、これまでオリンピック・パラリンピック教育を通じて、創意工夫を凝らし取り組んできた、教育活動の「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の内、一つ以上を「東京 2020 レガシー」として位置付けて継続し、児童・生徒のオリンピズムの精神を高めます。【教育指導課】
- 地域のスポーツ資源（例：国士館大学、東京ウェルディ、地域のスポーツ団体等）を教育活動に積極的に活用し、児童・生徒の体力や運動能力の向上及び運動習慣の確立に資するよう情報提供に努めます。【教育指導課】

(5) 持続可能な部活動の環境整備 プラン 26 ページ

国が定めるガイドラインや都が策定した方針に基づき、部活動時間の見直しや休養日の設定、また、「外部指導員」の活用の推進など適切な運営のための体制を整備し、持続可能な部活動の運営を目指した効率的・効果的な取り組みを推進します。

ア 部活動の環境整備

- 市内中学校では、部活動の活動時間の上限や休養日の設定について示した教育委員会の通知および、東京都が示したガイドラインに基づいた計画的な部活動を実施します。【教育指導課】
- 部活動の地域連携、地域移行を進めるため、市長部局（スポーツ振興課及び文化・生涯学習推進課）と連携を図りながら協議会等を設置し、持続可能な部活動の在り方についての検討を行います。【教育指導課】
- 部活動の顧問業務に従事する教員の負担軽減、在校時間の短縮を図るため、部活動指導員／補助員（会計年度任用職員／有償ボランティア）の配置を市内全中学校で進めるとともに、部活動指導員の指導力向上に向けた研修を行います。【教育指導課】

(6) 子どもの体づくりのための家庭教育の啓発 プラン 26 ページ

子どもたちの健やかな体を育むことができるよう、学校給食センターからの「給食だより」による情報発信、教育委員会による事業、講座の実施により、家庭に対する食育について啓発します。また、「早寝早起き朝ごはん」など子どもたちにとって望ましい生活習慣づくりについて、広報

紙やホームページを通じて情報発信を行うとともに、教育委員会とPTAとの懇談などにより、情報を共有し家庭への支援をしていきます。

ア 生活習慣に関する事業、講座の実施

- 小学校5年生・中学校1年生全員、小学校6年生・中学校2・3年生で他地区からの転入者、中学校2・3年生の次年度再健診対象生徒に対し、希望制により「小児生活習慣病予防健診」を実施し、健診結果に応じて、児童生徒及び保護者を対象に「事後相談会」を実施します。健診並びに「事後相談会」の目的の周知をさらに徹底し、児童・生徒及び保護者の健康増進への意識醸成、より一層の受診促進を図ります。【学校支援課】③

ー (1) ア再掲

イ 食に関する情報発信

- 年11回発行する「給食だより」による情報提供や、保護者を委員とする「献立検討市民懇談会」における情報提供を充実させ、家庭における食育の理解を深めるための情報を発信します。【学校給食センター】

ウ 生活習慣に関する情報発信、情報交換

- 家庭教育・子育て関係係長会議を開催し、家庭教育等に関する課題を共有することで、地域子育て支援拠点をはじめとした関係機関に、広く情報を提供し家庭への支援を行います。【教育振興課・永山・関戸公民館】
- 多摩市公立小学校、中学校それぞれのPTA連合体に対し、研修会や全体会等の会議に参加することにより、児童・生徒に関わる課題等の情報を共有するとともに、行政情報を提供します。また、連合体へ事業費を補助するなど、各連合体で効果的な活動ができるよう支援するとともに、各校PTA役員が交流し学びあえる場を提供します。【教育指導課】

(7) 子どもの育成に資する地域活動の支援 プラン27ページ

スポーツ活動などを通して、子どもの健やかな身体づくりを担っている地域の団体に対し、学校開放など活動場所の提供などを行い、子どもたちの健やかな体を育成するための支援を行います。

ア 学校開放による団体、地域活動等の支援

- 団体が安全に活動できるよう、引き続き、新しい施設使用ルールの徹底を周知するとともに、必要な消毒用品を配備し、今後状況が変化する中でも市民への情報提供と環境整備により利用継続に努めます。【教育振興課】

4 児童・生徒の学びを支える環境づくり

(1) コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動による地域とともにある学校運営の推進 プラン29ページ

地域に開かれ、地域とともにある学校運営を実現するために小・中学校全校に段階的にコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）及び地域学校協働活動本部を導入します。この仕組みの導入により、家庭・地域と学校が育みたい児童・生徒像を共有して、その実現に向けた教育活動を持続的に推進していきます。

また、学校運営協議会における学校運営の基本方針の承認や学校評価等を通して、学校と家庭・地域が互いを知り、連携・協働の体制づくりを推進します。

さらに、これまで取り組んできた学校の教育を地域の人材や企業、大学などが連携し支援することで、子どもたちに多様な教育の機会を提供するための取り組みとして行ってきた教育連携支援事業（学校支援地域本部）を地域学校協働活動に発展させ、地域と学校が連携・協働し、地域社会全

体の教育力の向上を図り、地域の活性化と子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。これらの取り組みを推進するにあたり、学校から学校運営協議会で協議した内容や地域学校協働本部の活動について、「学校だより」や学校のホームページなどを活用した積極的な情報発信を図ります。

教育委員会では地域と学校との協働を拡げるため、各校での取り組みを広報紙やホームページ、マスメディアなど様々な媒体を活用しながら地域社会へ発信します。

ア 地域に開かれた学校運営への支援

- 市内全校へ導入されたコミュニティ・スクールによって地域の力を学校運営に生かすとともに、地域学校協働活動推進員をはじめとした学校関係者を対象に研修を実施することで、児童・生徒の学びと成長を支える効果的な取り組みを共有し、「地域とともににある学校」づくりを推進します。【教育指導課】
- 「社会に開かれた教育課程」の実現のために、各校において学校便りやホームページ、ＩＣＴ等を活用して教育活動を継続して発信するとともに、学校の教育課程を基に家庭や地域と目指す児童・生徒像や学校像を共有し、保護者や地域住民との連携・協働した教育活動の充実に取り組みます。【教育指導課】

イ 学校評価を生かした学校運営の向上

- 学校評価が各校の運営改善と発展につながっているかを、学校訪問による授業観察や教育訪問の機会を捉えて確認し、教育委員会作成の「学校評価ガイドライン」を基に適正で組織的な評価活動が行われるよう指導・助言していきます。【教育指導課】
- 学校運営協議会による学校関係者評価を通じて、保護者・地域住民の学校運営への参画を促します。また、学校評価を通じて学校・家庭・地域・行政がつながりをもち、多摩市の児童・生徒にとってよりよい学校教育の実現を目指します。【教育指導課】

ウ 地域学校協働活動の推進

- 市内公立小・中学校全校に設置した「地域学校協働本部」により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら地域の特色を生かした教育活動を推進し、多様な学習支援を行えるよう支援します。また、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を全小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。【教育指導課】**1 – (8) ア再掲**
- 地域学校協働活動推進員を対象とした研修を年2回実施するとともに、各校の地域学校協働活動推進員が情報交換する場を設定し、学校と地域を結ぶ教育活動を推進するために必要となる知識を高められるよう支援します。【教育指導課】

エ 学校と地域の連携・協働に関する情報発信

- 多摩市公式ホームページをはじめとした各種の市広報媒体に、学校と地域の連携・協働に関する具体的な取り組みを掲載し、市立小・中学校の児童・生徒の保護者をはじめとする市民やその他関係者へ向けて周知します。【教育指導課】

(2) 学校を支援する人材の発掘と育成 プラン 30 ページ

地域には、NPOなどの団体、商店、事業所、企業、大学等、様々な分野において専門性をもった人々が活躍しており、豊かな個性を尊重し、地域と学校で育みたい子ども像の育成に向けては、学校との協働を図りその能力を学校教育に生かしていくことが大切です。

そのため、各学校の地域学校協働活動推進員（教育連携コーディネーター）が、学校の要望を踏まえた地域の人材を発掘し、地域学校協働活動本部と協働して児童・生徒に対して多様な教育活動が持続的に行われる環境を整備します。

また、ESDを推進するため、現在ある小・中学校や地域、団体、企業、大学、教育委員会の連

携体制を生かし、それぞれの立場からの一層の学校支援を得られるよう、働きかけを強化します。さらに、公民館や図書館と、学校との連携を強化し、児童・生徒の学習成果の発表の場を充実します。これらにより、教育に参画する市民の意識の醸成を図ります。

ア 地域学校協働活動推進員の配置

- 市内公立小・中学校全校に設置した「地域学校協働本部」により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら地域の特色を生かした教育活動を推進し、多様な学習支援を行えるよう支援します。また、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を全小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。【教育指導課】1-(8)ア再掲

イ 地域、団体、企業、大学との連携による学校教育の実現

- 全中学校において職場体験学習を、多摩商工会議所をはじめとする市内公共機関や民間企業からの協力の下に、実地体験とオンラインでの職業講話等を組み合わせるなど工夫して実施します。各中学校における職場体験の取り組み成果は、職場体験報告書の作成・配布により、受入れ事業所等に広く周知します。また、継続した職場体験事業の実施に向けて、一部事業所に教育委員会担当職員が訪問し、職場体験の成果を説明します。【教育指導課】
- 英語教育や特別支援教育、ICTの活用、不登校対策等、喫緊の教育課題等について、多摩市近隣の大学や関連企業等の協力を得ながら、研修や検討及び授業等の実践を進めます。【教育指導課】
- 「多摩市ESDコンソーシアム連絡会」を12月までに開催し、多摩市のESDの目指す方向性や課題、各校や各団体の取り組みを共有するとともに、学校での地域性を生かした特色ある取り組みを展開するための支援、並びにESDを通じた児童・生徒の学びを社会につなぐための方策等について協議します。【教育指導課】1-(2)イ再掲
- 「多摩市子どもみらい会議」を開催し、学校の取り組み等を地域・企業・大学・行政機関へ発信することを通して、地（地域）、産（企業）、学（大学）、官（行政機関）との連携の下に、ESDの視点による教育活動を一層推進・充実します。【教育指導課】

ウ 公民館、図書館と学校との連携

- 公民館と学校との連携により、公民館施設を活用した学校活動の紹介や、イベント事業の場などを通じて、児童・生徒の学習成果を紹介する機会を設けます。【永山公民館】
- 第三次多摩市子どもの読書活動推進計画に基づき、児童・生徒及び学校図書館の読書活動発表の場の充実に努めます。【図書館】

(3) 教育委員会からの積極的な情報発信と意見交換の場づくり プラン30ページ

教育委員会では、広報紙やホームページなどを通じて、教育活動や教育委員会の取り組みに関する情報を積極的に発信します。

また、教育委員による教育訪問の際や教育委員会とPTA連合体による意見交換などを通じて、教育委員会の取り組みや児童・生徒に対する教育などについて保護者の理解、関心を高めるとともに、教育委員会や学校と保護者との信頼関係を深めていきます。

ア 教育委員会の事業や施策の情報発信

- 「多摩市教育委員会だより」を発行（奇数月発行）し、教育施策や学校に関する情報、家庭での生活上の注意などを、主に市立小・中学校児童・生徒の保護者に対し周知するとともに、自治会や市内企業などに配布し、教育委員会の取り組みの発信も行います。また、地域と学校が連携・協働した活動を推進していくため、うち1回については、

たま広報に教育委員会の取り組みについて掲載し、より広く周知できるよう情報発信に努めます。【教育振興課】

イ 教育委員会、学校、保護者との情報交換の実施

- 市立小・中学校を教育訪問する際に実施する合同懇談会（教育委員と学校、保護者、地域との対話の場。令和5年度は3中学校区で実施予定）において、教育上の課題等に関するテーマについて、意見交換を行います。合同懇談会における意見交換のテーマなどをホームページなどで発信していきます。【教育振興課】
- 小学校 PTA 連絡協議会・中学校 PTA 連合会において、保護者と市長・教育長の間で意見交換をする「市長・教育長懇談会」を秋季に開催し、学校や子どもたちに関する身近な話題や今後の教育について、懇談を通して、子どもたちを取り巻く教育環境の向上を目指します。また、「市長・教育長懇談会」の様子を教育委員会だよりなどで発信していきます。【教育指導課】

(4) 教育相談の充実 プラン 30 ページ

教育センターにおいて児童・生徒の情緒的、心理的な問題を的確に把握したうえで教育相談をすすめ、子育て総合センターや発達支援室等関係機関と連携しながら、相談内容の解決、改善に努めます。

ア 教育相談機能の充実

- 児童・生徒の教育的、心理的、情緒的な問題（不登校、いじめ、不適応、学業不振等）について、教育相談、マネジメントチーム、発達支援室が連携し、相談の内容を多角的な視点でとらえながら児童・生徒、保護者、教職員等からの相談に応じます。SSWを増員し、学校や関係機関との連携を図り、問題の早期解決に向けた取り組みを行います。さらに児童・生徒が自ら相談ができるよう、引き続き「cocoro カード」を児童・生徒に配布します。【教育センター】

イ 関係機関との連携による子育て支援

- 市の発達支援室、子ども家庭支援センター、健康センターなど関係機関と適宜連携を図り、保護者の子育てに対する支援を行います。特に発達支援室との連携においては、令和2年度に開設した「発達・教育初回相談窓口」にて、相談内容を多角的な視点でとらえ、適切な支援機関を検討するなど、相談者のニーズを踏まえた円滑な相談を行う体制を構築していきます。【教育センター】

(5) 地域における安全・安心な環境づくり プラン 31 ページ

保護者と学校、地域が連携することにより、子どもが安心して学校生活や地域生活を送ることができる環境づくりを進めます。通学時の子どもが事故や犯罪に遭うことのないよう、通学の安全を保護者や地域が見守る体制づくりを支援します。

ア 通学路の安全対策

- 全小学校を対象に、PTA、自治会、老人会、防犯協会、交通安全協会等による通学時の見守り活動を支援するために、横断旗やベストなどの必要な消耗品を支給します。また、他の学校の見守り活動を参考に、それぞれの地域での活動に役立てもらうため、現在各学校で行われている見守り活動の事例について、「つうがくろだより」を通じてPTA等に紹介します。【学校支援課】
- 保護者や地域が主体となって行う見守り活動をサポートします。【学校支援課】

(6) 家庭の状況を踏まえた経済的な支援 プラン 31 ページ

学用品、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用、学校給食費など、就学に伴う費用の支援を行うことで、家庭の経済的な状況に関わらず、児童・生徒が安心して学校生活を送り、学習ができるようにします。

ア 就学援助費等の支給

- 要保護世帯(生活保護受給世帯)及び準要保護世帯(前年の収入が認定基準以下の世帯)を対象に、学用品費、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用、学校給食費など、就学に要する費用を支給します。新入学準備金については、小・中学校入学年度の前年度2月に支給し、入学時の経済的負担の軽減を図ります。【学校支援課】

(7) 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実 プラン 31 ページ

児童・生徒一人ひとりの生活、学習上の困難を改善、克服し、その力を高めるため、それぞれの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切にした適切な指導を行い、児童・生徒の生きる力を育成します。

そのために、特別支援教育の推進を担う教職員に対して、学習指導、生活指導、進路指導等学校が抱える教育課題を踏まえた研修等を実施し、より一層特別支援教育の取り組みが組織的に行えるようにします。

さらに、学校の要請等に応じ、医療や療育・心理の専門家とともに児童・生徒の発達特性に応じた支援方法や配慮事項等を協議できる場を設けるなど、学校の取り組みを支援します。

また、切れ目のない支援の充実に向け、引き続き就学相談や転学相談などの各種相談事業における保護者等との面談を丁寧に行うとともに、発達支援室や幼稚園・保育所・学童クラブ・小学校等との顔の見える関係を通して、関係機関と積極的に連携し、就学前後及び義務教育終了後においても個々の状況に応じた支援が引き継げる持続的な仕組みの構築を図ります。

取り組みの推進にあたり、令和2年度内に次期多摩市特別支援教育推進計画を策定し、学校・保護者・関係機関への周知を行います。

外国語を母語とする児童・生徒への適応指導やその保護者への支援、または、生活上の福祉的支援が必要な児童・生徒に対する福祉との連携による対応を行うことにより、一人ひとりが安心して学校生活を送り、学習できるようにします。

ア 教員の特別支援教育における専門性向上

- 特別な支援が必要な児童・生徒に対して適切な指導と必要な支援が行えるように、管理職研修をはじめ、特別支援教育コーディネーター研修や初めて特別支援学級等を担当する教員を対象とした研修を継続します。また、都立特別支援学校の知識と技術を市内小・中学校へ普及させるため、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、授業相談等、都立特別支援学校教員を講師とした希望校への講師派遣の取組を推進します。【教育センター】

イ 家庭と学校が連携した特別支援教育の推進

- 小学校就学支援シートの全就学予定者保護者への配布・中学校就学支援シートの全就学予定者保護者への周知をするとともに、高等学校等向けの就学支援シートについても全中学校3年生保護者へ周知し、家庭や学校・関係機関等と連携し、児童・生徒の一人ひとりに応じた支援が引き継がれるよう活用を推進します。【教育センター】

ウ 特別支援教育マネジメントチーム活動の充実

- 「第二次多摩市特別支援教育推進計画」に基づき、就学相談や転学相談など保護者の相談に、特別支援教育マネジメントチームが教職経験者の所員と公認心理師の専門性を活かして適切に対応します。一人ひとりの子どもに合った就学及び転学先の決定に向けた支援を行うとともに、適応等の課題の早期解決に向けた取り組みをより一層推進します。また、年々増加する相談件数に応じて、所員と公認心理師の機能分化と人員体制

制を整えるとともに、発達支援室との兼務体制を活かした切れ目のない支援を実現するため、さらなる体制の検討を行います。【教育センター】

Ⅰ 外国人家庭への支援

- 「適応指導（日本語指導）」にて、市立小・中学校へ指導員を派遣し、外国籍や帰国により日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して、日本語や学校生活への適応を図るための支援を行います。令和元年度に35回に拡充した児童・生徒に対する指導回数を令和5年度も引き続き実施します。また、令和5年度からは更なる指導が必要と学校、指導員、教育センターが判断した場合において、個別のケースに応じ追加の指導を行います。平成27年度から実施している、適応指導を受ける児童・生徒の保護者の通訳として、指導員が保護者会等に同席できる取り組みなど、文化の違いに起因する保護者の不安を解消するための支援を引き続き行っています。【教育センター】
- 外国語図書（電子書籍を含む）を収集し、日本語を読むのが難しい方にも図書館で情報を得ることができるようにし、生活を支援します。【図書館】

(8) I C T 活用のための環境整備 プラン 31 ページ

これまで整備してきた教育用ICT機器を授業で効果的に活用する支援を充実します。
また、教職員が利用する校務支援システムに関して、情報セキュリティを担保しながらの運用を図ります。
機器の更新時には国や都の動向を注視しつつ、ICT機器に関する技術革新等を勘案しながら検討します。

ア 学校情報環境整備事業（ICT事業）の充実

- 令和2年度にGIGAスクール構想に則って整備したICT機器・環境を適切に管理するとともに、教育用ICT機器を効果的に活用してもらうための支援（ICT支援員の派遣・効果的な取り組みの周知）を継続的に実施します。【教育指導課】
- 校務支援システムの安定稼働を維持し、教員が効率よく校務を進められるよう支援します。【教育指導課】
- 学校で取り扱う児童・生徒の個人情報を適切に保護するため、定期の校内点検や教員研修を通じて、教職員に対する情報モラルやセキュリティ意識の向上に努めます。【教育指導課】

(9) 学校施設・設備の安全・安心な環境づくり プラン 32 ページ

学校施設では、市が定める「第二次多摩市ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な学校の改修工事を実施し、安全で良好な学習環境を整備します。

また、気候の変動などによる教育環境の大幅な変化への対応を検討します。

ア 計画的な学校施設の改修

- 計画的に進めている大規模改修工事については、聖ヶ丘小学校改修工事（2ヶ年工事の2年目）、鶴牧中学校改修工事基本・実施設計（2ヶ年委託の2年目）、大松台小学校改修工事基本・実施設計（2ヶ年委託の1年目）を行います。【教育振興課】
- 多摩第三小学校の建て替えに向けて、学校・保護者・地域とともに検討し、建替基本計画の策定を行います。【教育振興課】
- 令和13年度で建設後60年を迎える東愛宕中学校の今後の整備を検討するため、劣化診断を行います。【教育振興課】

イ 新型コロナウィルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式を踏まえ、感染リスクを可能な限り低減し、教育活動を継続し、学びを保障していきます。【**教育指導課**】
- 各学校において基本的な感染症対策を継続、徹底するために必要となる消毒液等の物品を購入するなどにより、子どもたちが円滑に学校生活を送れるよう支援します。【**教育振興課・学校支援課**】

(10) **児童・生徒への適切な学習環境の整備** プラン 32 ページ

児童・生徒が適切な環境で学習できるような学級人数を実現するため国や東京都の施策に基づいた小学校第1学年等の学級編制を行い、小1問題、中1ギャップへの対応を進めます。
併せて、児童・生徒数が減少傾向にある地域等について、今後の推計も踏まえながら、適切な学級数、児童・生徒が安全に通学できるような通学区域の維持のための検討を進めます。

ア 小1問題・中1ギャップへの対応

- 法令及び東京都の基準に基づき、小学校1・2・3・4学年、中学校1学年を35人での学級編制を行います。次年度以降についても、国や東京都の動向を注視し、児童生徒数・学級数の推計を正確に把握することで、施設整備、教員配置などで適宜対応ができるよう、関係課と連携していきます。令和4年4月1日に施行された、公立小学校の1学級当たりの上限人数を学年ごとに順次35人に引き下げる義務教育標準法の改正、及び都の学級編制基準の改正を踏まえ、学級編制を行う予定です。【**学校支援課**】

(11) **学校における働き方改革の推進** プラン 32 ページ

新学習指導要領（平成29年度告示）の確実な実施など、学校教育の変革が求められる中、教員の長時間労働の実態は看過できない状況です。そのため、学校における働き方改革推進プランを策定し、教員の意識改革や業務の見直し、人的支援などによる教員の長時間労働の改善に取り組み、子どもたちへの効果的な教育活動につなげていきます。

ア 学校における働き方改革の推進

- 「令和2年度版多摩市立学校における働き方改革推進プラン」の内容に基づき、タイムレコーダーを通して、管理職が教員の在校時間を客観的に把握し、現状を踏まえた対応策をはじめ、各校における働き方の改善のための重点目標等を管理職が自己申告書に明記します。また、その取り組み状況について、ヒアリングにより確認するなどして、管理職及び教員の勤務時間を意識した働き方改革を推進します。【**教育指導課**】
- 部活動については、市内全中学校へ、中学校の部活動支援のための「部活動指導員」等を配置するとともに、学校に適切な休養日の設定の徹底を定例校長会等で継続して働きかけ、教員の負担軽減や在校時間の短縮を図ります。【**教育指導課**】
- 市内全校で学校事務の共同実施を行い、学校事務の見直し及び、副校長や教員の事務の負担軽減を図ります。また、市内全校に「スクール・サポート・スタッフ」を配置し、授業準備等をサポートして教員を支える人員体制を確保します。【**教育指導課**】
- 昇任2年目までの副校長の負担軽減をするため、多摩市の会計年任用職員（副校長補佐）を令和5年度から配置できるよう職を設置（都の補助限度内の配置）します。【**教育指導課**】
- 各校に長期休業期間中における学校閉庁日を5日間設定させるなど、教員の夏季休暇等の取得の促進を図ります。また、教育委員会は、家庭・地域へ教員の勤務時間等に係る情報について、教育委員会だよりなどを通じて継続して周知し、地域・家庭の理解及

び協力を得た取り組みを推進します。【教育指導課】

- 働き方改革の観点から、教育委員会各課及び市役所関連部で実施している研修の内容や回数、時間設定等を精査し、オンラインを効果的に活用するなど実施回数の削減や時間の短縮を推進します。【教育指導課】
- 教育課程の編成・実施に当たっては、教師の働き方改革に配慮し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することがないよう余剰時数に上限を設けたり、学校行事の精選や実施方法の工夫を推進したりすることにより、教師の時間外勤務の増加につながらないよう指導します。【教育指導課】

5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

(1) 社会教育の振興 プラン 34 ページ

社会教育施設において、学習機会、活動場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習の振興を図ります。

また、公民館や図書館などの社会教育施設で行われる講座やイベント情報などの学習情報を効果的に発信します。

ア 市民活動の支援による生涯学習の振興

- 生涯学習の振興を図るため、市民企画講座など市民の学習活動を支援します。また、永山フェスティバル、VITA ふれあいまつりなど市民団体が中心となった事業を共催して開催することで、団体間の交流や地域の活性化につながる支援をしていきます。【永山・関戸公民館】
- 関係課と連携し、地域課題解決のための講座やイベントに関連する図書のテーマ展示を実施するとともに、関連する図書の購入を積極的に行い市民の理解促進を図ります。

【図書館】

- 第三次多摩市子どもの読書活動推進計画に基づき、おはなし会等ボランティア団体の活動の支援を行います。【図書館】
- 中央図書館の建設工事は令和5年3月に竣工する予定です。市民の生涯学習を振興するために市民活動室やラーニングコモンズエリア等を整備します。開館は令和5年7月を予定しています。【図書館】

イ 学習情報の効果的な発信

- 「公民館通信」を年6回発行し、公民館で開催する講座やイベント情報、事業の報告などを周知します。また、小学生や保護者が対象となる講座等については「多摩市教育委員会だより」への掲載等をはじめ、さまざまな媒体を用い周知を図ります。【永山・関戸公民館】
- 関係課と連携し、地域課題解決のための図書のテーマ展示、中央図書館の活動室等での講座、イベント実施により、市民への情報提供に取り組みます。【図書館】
- 図書館の活動を「やまばと通信」等の紙媒体、図書館ホームページ、多摩市公式SNSなど、様々な手法により効果的に情報発信します。【図書館】
- 中央図書館の建設工事は令和5年3月に竣工する予定です。講座やイベント情報などの学習情報を効果的に発信するために、館内にデジタルサイネージを設置する計画です。開館は令和5年7月を予定しています。【図書館】

(2) 家庭教育や子ども理解に関する学習機会の充実 プラン 34 ページ

多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められています。子育ての中で保護者が孤立することのないよう、家庭教育に関する講座を実施し、知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供します。また、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催を支援します。公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図ります。

絵本の読み聞かせなど親子が一緒に体験できる講座を実施し、豊かな心を育みます。

さらに、児童・生徒の望ましい生活習慣づくりへの支援のほか、家庭における学習習慣の確立や家庭教育の支援などについて、広報紙やホームページで情報発信するなど継続的な支援を行います。

ア 家庭教育、子育て支援に関する事業の実施

- 小・中学校、幼稚園、保育園、公共施設を活用し「家庭教育学級・講座」を実施します。オンラインを活用するなど多様な方法での開催を提案し、乳幼児期・小中学生の子どもを持つ保護者の子ども理解につながる学びの機会を充実させることで、家庭教育力の向上を図ります。【永山公民館】2-(5) ア再掲
- 子育て期の保護者の課題を捉え、PTAの連合体と共に開催した事業を年1回行います。小学校PTA連絡協議会が企画運営する講演会により、情報交換や情報提供等の機会を作ります。【永山公民館】2-(5) ア再掲
- 家庭教育・子育てを支援する講座として、家族や人との関わり方などが学べる講座や、子育て中の母親を主な対象とし、参加者同士が悩みを共有しながら、これから的生活方などを考える継続した学びの講座などを実施します。【永山・関戸公民館】2-(5) ア再掲
- 保育室を毎月定期的に開放し、乳幼児の遊び場として自由に利用してもらうことにより、子育て期の親同士が集い、相互に情報交換ができる場や子育てに関する情報提供を行う場とします。また、コーディネーターによって、日頃の子育ての悩みなどを気軽に話せる場を定期的に作ります。【永山・関戸公民館】2-(5) ア再掲

イ 読書活動の推進

- 関係課と連携し、子育てや子どもの理解を深める講座に関連する資料（電子書籍を含む）の購入やテーマ展示を実施し、市民の理解促進を図ります。【図書館】
- 健康センターにおける3ヶ月健診受診者を対象とした「ブックスタート 多摩市絵本かたりかけ事業」（月2回）を継続し、また、その後の切れ目ない読書支援の一環として、幼稚園・保育園への本のセット貸出（配送）を開始します。【図書館】
- 中央図書館の建設工事は令和3年3月から着工しており、令和5年3月に竣工する予定です。子どもの読書活動を振興するために、「おはなし室」や親子利用のしやすい開架エリアを整備します。開館は令和5年7月を予定しています。【図書館】2-(5) ウ再掲

ウ 生活習慣、家庭教育に関する情報発信

- 家庭教育・子育て関係係長会議を開催し、家庭教育等に関する課題を共有することで、地域子育て支援拠点をはじめとした関係機関に、広く情報を提供し家庭への支援を行います。【教育振興課・永山・関戸公民館】3-(6) ウ再掲
- 多摩市公立小学校、中学校それぞれのPTA連合体に対し、研修会や全体会等の会議に参加することにより、児童・生徒に関わる課題等の情報を共有するとともに、行政情報を提供します。また、連合体へ事業費を補助するなど、各連合体で効果的な活動ができるよう支援するとともに、各校PTA役員が交流し学びあえる場を提供します。【教育

指導課】3-（6）ウ再掲

- 家庭教育等に関する課題など、家庭教育・子育て関係係長会議で共有した情報をより地域に発信できるよう、公民館の場を提供します。【永山・関戸公民館】

(3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実 プラン 35 ページ

学校教育との連携と市民の「ふるさと多摩」意識の醸成の拠点となる（仮称）文化財郷土資料室を旧北貝取小学校跡地に整備するとともに、豊富な資料・情報を揃え、知の地域創造の中核を担う中央図書館を多摩中央公園内に整備し、誰もが学べる学習環境の充実を図ります。

ア 誰もが学べる学習環境の充実

- 多摩市の歴史や文化財を身近に体感することができる「多摩ふるさと資料館」で、文化財の保管、収蔵展示及び文化財を利用した体験学習、情報発信等、事業の更なる充実を図ります。【教育振興課】
- 多摩ふるさと資料館の見学時にデジタルアーカイブを活用した解説や体験学習に向けた準備と、過去に撮影した多摩市の貴重な映像記録を市民に公開するため、映像記録のデジタル化作業を行います。【教育振興課】
- 中央図書館の建設工事は令和5年3月に竣工する予定です。誰もが学べる学習環境の充実を図るために、開架 20万冊以上・閉架 35万冊の豊富な収蔵冊数の配架と多様な座席の整備を計画しています。開館は令和5年7月を予定しています。【図書館】

(4) 文化・歴史学習の充実 プラン 35 ページ

多様な文化や芸術にふれることにより、豊かな情操を養うとともに、教養の向上を図ります。文化財資料や郷土資料を活用するとともに、各種の講座・事業を通じて、次代を担う子どもたちをはじめ、広く市民が伝統文化や郷土の歴史に触れるなど学ぶ機会を充実させ、地域への関心、愛着をもつことを目指します。

ア 文化・芸術学習の充実

- 関戸公民館にある茶室を活用した親子を対象とした茶道教室を実施するほか、子どもたちが身近に音楽や演劇などに触れる機会ができるよう、地域の団体などと連携し場の提供をおこなっていきます。【関戸公民館】

イ 郷土の歴史や文化財に対する学習機会の充実

- 令和4年4月に開館した多摩ふるさと資料館や旧多摩聖蹟記念館、古民家などの文化財施設を会場に、所蔵している資料を活用した企画展示や講座を開催します。また、多摩市の貴重な文化財を市民と共有し、後世に継承するために、市内の国登録有形文化財や都指定史跡の公開活用に向けた準備を行います。【教育振興課】
- 東京都埋蔵文化財調査センターとの共催による文化財講演会、都立桜ヶ丘公園との共催事業など、関係機関や府内関係課と連携した事業を実施します。【教育振興課】
- 多摩市にまつわる歴史について、パルテノン多摩学芸員等との連携をより一層深化させ、郷土史に係る講座を実施し、地域の歴史・文化の理解に努め、地域の愛着の醸成に努めます。また、講座を通して市民同士の交流を図るとともに、ICTを活用した取り組みも行っています。【関戸公民館】**2-（5）才再掲**

(5) 地域活動の支援 プラン 35 ページ

生涯を通して自ら学び、社会参画できる機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持・活性化など、新たなまちづくりにつながるよう、社会的課題や地域課題などを啓発する講座・事業等を実施し、地域の教育力の強化を図ります。

特に公民館においては、コミュニティセンター、地域福祉推進委員会や児童館等の施設との連携事業を拡充し、地域の多様な担い手による地域の支え合い活動を支援していきます。
また、地域活動の拠点の一つとして、学校教育に支障のない範囲で学校施設の開放を進め、スポーツ活動やその他多種多様な活動を行っている地域団体を支援します。

ア 地域活動の支援

- 地域の活動団体や市長部局と連携し、コミュニティセンター等地域の拠点施設を中心に講座を開催します。地域課題等「学びを共有」する場づくりから、地域活動へのきっかけづくりができるよう支援していきます。【永山・関戸公民館】
- 学校開放施設ごとに設置される学校開放施設連絡協議会と学校及び教育振興課が使用時間の調整等を行い、学校施設等を団体の活動の場として開放することにより、地域活動を支援します。【教育振興課】